

あなたの優しさを 札幌の未来に遺しませんか

ごあいさつ

日頃から、札幌市の文化芸術活動にご理解・ご協力をいただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。

さて最近、札幌市に対して**ご自身の財産を札幌市のため、特に文化芸術事業に活用してほしい**という相談をいただくようになってきました。

文化芸術は、人々の生活に潤いをもたらし、想像力豊かな人間性を育むとともに、多様性を受け入れ、誰に対しても開かれた寛容な心に包まれる社会の形成に不可欠なものです。

札幌市では、より多くの市民が文化芸術に容易に触れ、参加できる場や機会を創り出すべく、様々な事業や施策に取り組んできました。**ご遺贈によりお預かりする貴重な財産は、こうした札幌市の事業を末永く行うために大いに役立たせていただきます。**

ぜひこのパンフレットをお読みいただき、札幌市の未来の文化芸術事業への支援をご検討いただけると幸いです。

遺贈寄附とは

遺贈とは、遺言によりご自身の財産の一部またはすべてを、特定の個人や団体に贈与することをいいます。

日本財団が2018年度に行ったアンケートによれば、遺贈寄附については半数以上の方に興味を持っていた一方、「手続きが難しくないか」、「どこに相談すればいいのか」といった不安をお持ちの方が多くおられることが分かっています。

札幌市では2023年9月15日に「日本相続知財センター札幌」（以下「センター」という。）との間で遺贈寄附に関する協力協定を締結しておりますので、ご興味をお持ちの方にセンターをご紹介することができます（センターを利用しない遺贈も可能です。）。

使用される事業の例は裏面に紹介しています。

例えば

こんな事業に使われます

パシフィック・ミュージック・フェスティバル事業

世界三大教育音楽祭であるPMFの開催により、世界の若手音楽家を育成

子どもの文化芸術体験事業

子どもの創造性を育むことを目的としてクラシックやミュージカルを鑑賞

文化芸術鑑賞促進事業

音楽鑑賞者の裾野を広げるべく、低料金によるコンサートを実施

野外彫刻作品保全推進事業

パブリックスペースに設置された野外彫刻を安全性の観点から計画的に修繕

文化財施設保全事業

市が所有する文化財施設等に対する改修工事の実施

※遺贈にあたっては、札幌市の文化芸術活動全般を指定することも、特定の事業を指定していただくことも可能です。

遺言作成等についてのご相談先

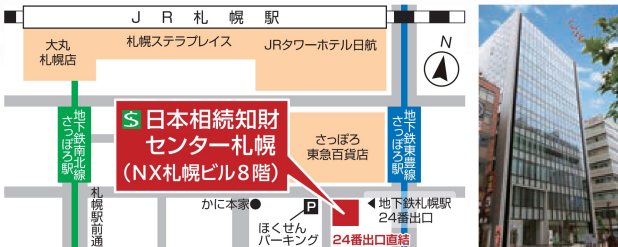
協定締結先

日本相続知財センター®札幌

0120-750-279

札幌市中央区北3条西2丁目2-1 NX札幌ビル8階
(地下鉄さっぽろ駅24番出口直結・東急百貨店南向かい)

相続知財札幌 検索 <https://yukari.co.jp>



相続知財鑑定士



常務理事・行政書士
なりた もととき
成田 幹

相続知財鑑定士



理事・ファイナンシャル・プランナー
なげはら ひろし
長谷 亘

相続知財鑑定士



理事・行政書士
かとう りりこ
加藤 りり子

相続知財鑑定士



ファイナンシャル・プランナー(主任相談員)
ほんま かずみ
本田 華織

相続知財鑑定士



ファイナンシャル・プランナー(主任相談員)
やなや あゆみ
柳谷 あゆみ

相続知財鑑定士



1級ファイナンシャル・プランニング技術士
行政書士有資格者(行政書士未登録)
おのうえ まみよ
尾上 真由子



相続専門税理士
たまき しゅうへい
湯浅 修平



相続専門税理士
たまやま けいた
湯山 啓太

●無料相続相談券(1時間程度)

●10%割引券(手続お申込みの場合)

事前に電話・WEB予約をお願いします



日本相続知財センター®札幌